

一般自動車道事業供用約款  
(令和6年7月19日 道保第1538号認可)

芦有ドライブウェイ株式会社

(約款の効力)

第1条 当社の経営にかかる次の一般自動車道及びこれに付属する設備（以下「自動車道」という。）の供用に関してする契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。ただし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとする。

芦有自動車道路

(兵庫県芦屋市奥池南町 71 番 1 号から兵庫県神戸市北区有馬町字栗柄 1869 番地まで)

(供用期間等)

第2条 自動車道を使用できる期間（以下「供用期間」という。）は、1月1日から12月31日までとし、自動車道を使用できる時間（以下「供用時間」という。）は、下記のとおりとする。ただし、供用時間を変更する場合は、料金収受所において使用者に見やすいように掲示する。

供用時間

(1) 3月1日から12月31日までの間……午前7時から翌日午前7時（終日供用）

(2) 1月1日から2月末日までの間……午前7時から午後12時

(使用料金)

第3条 自動車道の使用料金は、供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第4条 使用券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通使用券 (2) 往復使用券 (3) プリペイドカード (4) 定期券

(使用料金の収受等)

第5条

- 1 自動車道を通行する自動車の運転者及びその同乗者（以下「使用者」という。）は、定期券を使用しない場合、入場時において、通行券を抜き取り、退出時に通行券を料金自動精算機に挿入または通行券を料金所の係員に渡して通行した区間の使用料金を現金、クレジットカード、電子マネー又は、使用券で支払わなければならない。
- 2 自動車道を定期券にて通行する使用者は通行券を抜き取らず、入退出時に無線通信等の当社が指定する方法によって退出する。又、表示された区間を超えて自動車道を使用した者は、その超えた区間に対する使用料金を支払わなければならない。
- 3 自動車道を定期券にて通行する使用者が、表示された区間以外を通行する場合は、表示された区間外の使用料金を支払わなければならない。

(通行券の所持等)

第6条

- 1 自動車道を定期券を使用しないで通常に通行する使用者は、入場時の料金所にて自動発券機より通行券を抜き取り、自動車道の使用を終えるまでの間、通行券を所持し、当社の係員から請求があった場

合は、これを提示しなければならない。

- 2 使用者が通行券を紛失した場合は、通行区間が明らかな場合を除き、最長区間の使用料金を収受する。
- 3 自動車道を定期券にて通常に通行する使用者は、通行券を不要とする。

(自動車道の不正使用)

#### 第7条

- 1 当社は、自動車道を不正に使用した者については、使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収することができる。
- 2 当社は、定期券を不正に使用した者については、ただちに定期券の使用を停止し、以降の定期券の発行を停止することができる。
- 3 自動車道を定期券にて通行する使用者は、当社の社員から請求があった場合には、定期券の証票書類等を提示しなければならない。これを使用者が拒む場合、当社は前項の規定に基づき、定期券の使用の停止及び発行の停止を行うことができる。

(使用料金の払い戻し等)

第8条 使用券の払い戻しの請求があった場合は、当社の指定する方法で、次のとおり払い戻しに応じる。

- (1) 普通使用券は払い戻しを行わない。また、普通使用券の券面の金額が使用料金を超える場合でも使用者に対して釣銭の払い戻しを行わない。
- (2) プリペイドカードは未使用の場合のみ、販売金額で払い戻しを行う。この場合、プリペイドカード1枚につき200円の手数料を収受する。
- (3) 往復使用券は未使用かつ有効期間内の場合のみ、当社の指定する方法により販売金額から全区間片道使用料金を除いた金額で払い戻しを行う。この場合、往復使用券1枚につき50円の手数料を収受する。天災その他やむを得ない理由により自動車道の使用ができなくなった場合やその他当社が認める場合は、払い戻しの際の手数料を収受しない。なお、自動車道の供用に支障がない場合において使用者が自動車道途中で退出したとき、又は使用者が天災その他やむを得ない理由以外の理由により、自動車道からの退去をもとめられた場合は、使用料金の払い戻しをしない。
- (4) 定期券は、未経過月分の定期料金に加え、払い戻しの請求が当該月の分については当該月の始めの日から請求があった日までを使用済み期間として、1日1往復通行の割合で普通通行料金に換算した金額を1か月分の定期料金から控除した残額を払い戻す。この場合、定期券1枚につき200円の手数料を収受する。

未経過月分の定期料金……………X

1か月分の定期料金……………A、定期区間に対応する普通通行料金(片道)……………B

使用日数……………C、払い戻し金額……………D

$$D = X + \{A - (B \times 2) \times C\} - 200$$

通用期間内の定期券払い戻しについては、その定期料金から定期券1枚につき手数料200円を控除した額を払い戻す。

(係員の指示)

第9条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理等のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(供用の拒絶)

第 10 条

- 1 当社は、次の場合は自動車道の供用を拒絶する。
  - (1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合。
  - (2) 自動車道の使用が供用時間外となる場合、又は供用時間内に使用を終了することが著しく困難であると認められる場合。
  - (3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合。
  - (4) 自動車道の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合。
  - (5) 天災、その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合。
  - (6) 国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる団体又は当社が地域振興に資すると認める団体の主催する特別な各種催物の場として使用するため一時閉鎖する場合。
- 2 当社は、使用者が前条若しくは第 13 条の規定に違反した場合、又は自動車道の使用が前項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当することとなった場合、若しくは前項第 5 号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道からの退去を求めることができる。

(当社の責任)

第 11 条

- 1 当社は、自動車道の使用により、使用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いてこれを賠償する。なお、使用者に過失があったときは、損害賠償額の算定にあたり、これを考慮することができる。
  - (1) 使用者の故意
  - (2) 当社の責任によらない車両相互の接触若しくは衝突又は落下物等による事故
  - (3) 盗難その他第三者による危害
  - (4) 天災地変その他の不可抗力
- 2 次の各号により生じた損失については、当社は補償する責任を負わない。
  - (1) 第 10 条の規定に基づく供用の拒絶その他通行の禁止又は制限のための必要な措置
  - (2) 渋滞による遅滞
- 3 前 2 項の場合において、当社の責任は、使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退出したときに終わる。

(使用者の責任)

第 12 条 自動車道及びこれに付属する設備を故意又は過失により毀損した使用者は、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第 13 条 使用者は、当社の許可を得ずに自動車道において、物品の販売又は頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。

# 保安上の供用制限

当社一般自動車道を通行する自動車についての保安上の供用制限は次による。

- (1) 自動車（人が乗車し又は資物が積載される場合にあつてはその状態）の長さ、幅、高さ、重量及び最小回転半径

|        |                     |     |        |
|--------|---------------------|-----|--------|
| 長さ     | 12メートル以下            | 総重量 | 20トン以下 |
| 幅      | 2.5メートル以下           | 軸重  | 10トン以下 |
| 高さ     | 3.8メートル以下           | 輪荷重 | 5トン以下  |
| 最小回転半径 | 最外側のわだちについて12メートル以下 |     |        |

- (2) 速度

自動車（軽車両を除く）40 km/時

- (3) カタピラを有する自動車等の通行禁止

カタピラを有する自動車、その他自動車道を損壊するおそれのある構造装置を有する自動車は通行を禁止する。

- (4) 道路上駐車等の禁止

自動車道の使用者は事故、故障その他やむを得ない場合のほか自動車道の中途において折返しをし、又駐車場及び当社所定の駐車区間以外の場所において、駐車をしてはならない。

- (5) 路肩通行の制限

通行する自動車はその車輪が路肩にはみ出してはならない。

- (6) 通行方法の制限

当社が一般自動車道又は通行の危険を防止し又は通行効率の低下を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めたときは、当該通行方法によらなければならない。

これを変更したときも同様とする。

- (7) 緊急自動車等の特例

道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害救助本防活動その他特別の用務のために通行する自動車で当社が認めるものについては前記の制限を適用しない。

以 上